



炉物理部会規約

平成 28 年 7 月 28 日 第 2 回理事会承認

(目的)

第 1 条 本規約は、組織規程（0103）第 5 条ならびに部会規程（1002）に基づき設置する炉物理部会の組織・運営について定めることを目的とする。炉物理部会（以下、「部会」という）は、炉物理に関する専門分野の研究活動を支援し、その発展に貢献することを目的とし、設置する。

(運営)

第 2 条 部会は、その運営および主要な事業について、部会等運営委員会を経て理事会に報告する。

(事業)

第 3 条 部会は、その目的に基づき、以下の事業をおこなう。

- (1) 部会の活動や研究関連の情報を提供するため、部会報を定期的に、ニュースレターを随時発行する。
- (2) 年 1 回以上セミナーを開催するとともに、討論会、研究会、講演会、講習会、見学会等を適宜開催し、優秀な発表論文については学会誌への投稿を積極的に奨励する。
- (3) 炉物理に関する理解の促進のため、必要に応じて、研究、調査および評価等のためのワーキンググループ等を組織し、研究者間の交流と関連分野の研究活動を活性化する。
- (4) 部会の活動に関連する他部会、研究専門委員会、特別専門委員会等と積極的に交流する。
- (5) 部会に関わる国内外の関連学協会、諸機関との交流を推進し、必要に応じて国際シンポジウム、ワークショップ、研究会等を共催する。
- (6) 必要に応じて、炉物理に関する事項について社会に対して情報を発信する。
- (7) その他、適切な事業を随時、実施する。

(会員資格)

第 4 条 正会員および学生会員は部会員となる資格を有する。

(部会費)

第 5 条 部会に参加を希望する会員は、学会事務局に所定の手続きをおこなうとともに、会員管理規約（0000-06）にしたがって部会費を納入する。なお、退会の際はその旨を学会事務局に申し出る。

(運営組織)

第6条 部会の運営は、部会員の互選によって選出された部会長1名、副部会長および幹事（または運営委員）若干名からなる運営小委員会がおこなう。

2 部会長、副部会長および幹事（または運営委員）の任期は別に定める。ただし再任を妨げない。

第7条 組織運営のため、運営小委員会のほかに、小委員会を設けることができる。

2 各委員は、部会長が委嘱し、その状況を必要に応じて部会等運営委員会へ報告する。

（部会全体会議）

第8条 部会全体会議を年1回以上開催し、次の事項を審議する。

（1）活動計画および予算

（2）活動報告および決算

（3）運営体制

（4）その他、重要な事項

（運営費）

第9条 部会は、部会配布金、事業収入、賛助金、その他をもって運営することを基本とする。

2 賛助金等小額の外部入金で実施する活動の開始にあたっては、企画委員会での審議を必要とする。また、外部入金の定率を一般管理費として日本原子力学会に収める。

第10条 運営費の予算、決算については、部会全体会議で審議し、部会等運営委員会および理事会の承認を得る。

（改定）

第11条 本規約の改定は、炉物理部会運営小委員会が起案し、炉物理部会全体会議の承認を得たのち、部会等運営委員会および理事会に報告するものとする。

（下部規則）

第12条 本規約に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会が別に定める。

附則

1 平成22年10月1日 第512回理事会改定、同日施行

2 改定履歴

① 昭和42年9月25日 第95回理事会、研究連絡会決定（研究連絡会として発足）

② 昭和58年7月26日 一部改定

③ 平成5年12月 専門分野別研究部会移行

④ 平成17年9月14日 第24回総会にて一部改定

⑤ 平成22年3月27日 規程類体系化に伴い改定

⑥ 平成22年9月16日 規程類体系化に伴い改定

- ⑦ 平成 22 年 10 月 1 日 第 512 回理事会改定
- ⑧ 平成 27 年 9 月 10 日 第 43 回炉物理部会全体会議起案，平成 27 年 12 月 14 日 第 2 回部会等運営委員会承認，平成 28 年 1 月 26 日 第 6 回理事会承認
- ⑨ 平成 28 年 3 月 27 日 第 44 回炉物理部会全体会議承認，平成 28 年 6 月 17 日 部会等運営委員会メール報告，平成 28 年 7 月 28 日 第 2 回理事会承認

附則

- 1 平成 27 年 9 月 10 日起案の規約は，理事会承認日から施行する。
- 2 平成 28 年 7 月 28 日承認の規約は，理事会承認の日から施行する。